

北海道告示第 10716 号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和2年6月1日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業</p> <p>地域の商店街等が実施する新型コロナウイルス感染予防対策や消費促進の取組、3密防止に要する経費の一部を補助する。</p>	<p>(1) 商店街を構成する団体のうち法人格を有する商店街組織</p> <p>(2) 商工会、商工会議所を中心とした団体</p> <p>(3) 同一の市町村内の複数の事業者等で構成する団体。ただし規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者</p>	<p>事業に要する経費のうち、総合振興局長又は振興局長が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、通信運搬費、使用料及び賃借料、工事請負費、施設整備費、備品購入費、委託費、役務費、手数料</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	